

京都市大学のまち交流センターにおける災害時等の対応基準について

(2019年4月1日施行)

1. 次のいずれかに該当する場合、京都市大学のまち交流センターは休館とする。
 - (1) 京都府南部または京都・亀岡区域（二次細分区域）において、気象庁より特別警報（大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪）が発令された場合、またはその発生が気象庁の予報により予見できる場合
 - (2) 京都市域において震度5弱以上の地震が発生した場合
 - (3) 京都市下京区皆山学区において、京都市より避難指示が発令された場合
 - (4) 関西電力(株)大飯発電所において、原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象が発生した場合、および京都府域に同法第15条の原子力緊急事態宣言が発出された場合
 - (5) 停電や使用者の安全確保が困難な施設の破損のため、復旧の見込みがたたない場合
 - (6) その他、施設や使用者の安全確保が困難であると指定管理者が認めた場合

2. 上記1（1）の特別警報が解除された場合の対応は、次のとおりとする。

解除基準時間	対応
午前7時までに解除	平常通り開館
午前10時までに解除	午後1時から開館
午後1時までに解除	午後4時から開館

※午後1時を過ぎても特別警報が発令されている場合は、全日閉館とする。

3. 上記1（2）～（5）の場合、指定管理者によって安全の確保が確認できた場合に、開館日時を定めたくえで使用制限を解除する。

以上